完了検査の手順等

（一財）石川県建築住宅センター

建築確認申請書を提出し、確認済証が交付された建築物は、建築基準法で定める完了検査を受け、建築基準関係規定への適合性確認を受けなければなりません。

また、今回の法改正で新2号建築物は、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務となっているため、建築基準法に定める完了検査に併せて、省エネ基準への適合性の検査も行ないます。

建築基準関係規定及び省エネ基準への適合性が確認できたものについては「検査済証」が交付されます。

改正後の新２号建築物については、法７条の６に基づき「検査済証」の交付後でないと、原則使用ができません。

なお、仮使用認定を受けて、検査済証が交付される前に建築物を使用することが出来る場合があります。

センターで、仮使用認定を受けるには、国交大臣の定める基準※（平成 27年国交告第247号）に適合する必要があります。

※

（当センターで行える仮使用は、外構工事以外の工事が完了しているが、解体予定の既存建築物が存在している場合などありますが、①建築物本体が建築基準関係規定に適合している、かつ、②外構工事（門、塀、土留め等を含む。）が未完了又は建替えで既存建物が存在している　などの場合のみです。）

Ⅰ．対象建築物　《当センターで確認済証の交付を受けたもの》

当センターで完成検査を行なう建築物は、当センターで確認済証を交付したもので次の区域のものに限ります。

◇完了検査を行なう区域

【Ⅰ】（金沢事務所）金沢市、白山市、野々市市、かほく市、内灘町、津幡町

【Ⅱ】（小松事務所）加賀市、小松市、能美市、川北町

※宝達志水町以北は、特定行政庁（七尾市及び各市町所轄の石川県土木総合事務所）にて行ないますので本書の対象となりません。特定行政庁の指示に従って下さい。

Ⅱ．申請手続き

工事の完了の日から4日が経過する日までに申請（法第7条の2第1項）

◇完了検査の流れ

●検査日は、電話で予め予約してください。

（予定日の2週間前の週始めの日からできます。）

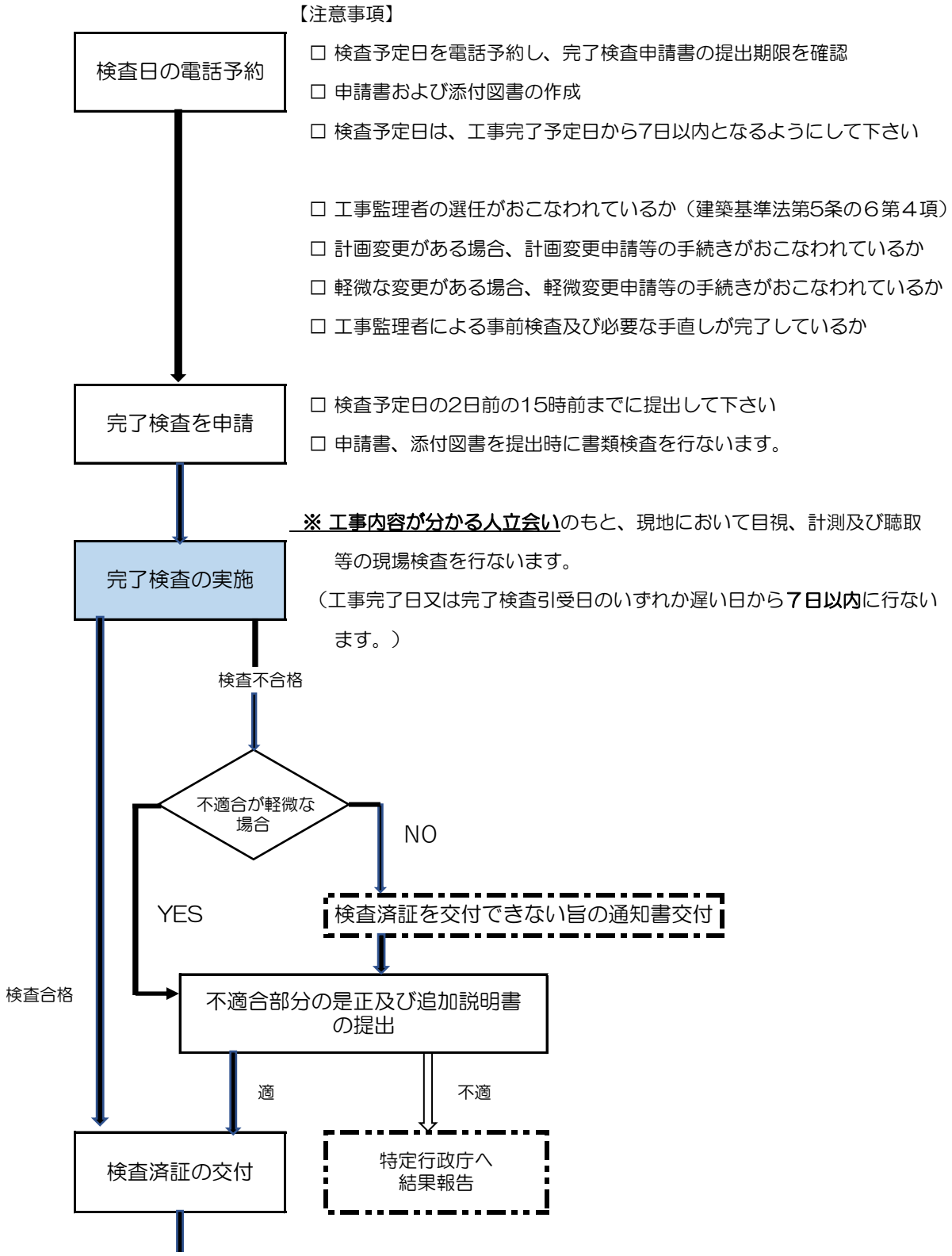

↓

建築物使用可能

◇完了検査申請に必要な書類等

●完了検査申請書は、基準法規則第4条第1項に定められています。

提出書類一覧

		提 出 書 類	備　　考
□	1	完了検査申請書 （別記第19号様式）	（第一面～三面を提出） （第四面）工事監理の状況は提出不要（別途、検査チェックシート提出のため）
	■添付図書等		
□	2	軽微な変更説明書	申請書第三面に記入できない場合に別紙で提出［第5号］
□	3	委任状※1	代理者による検査の申請を行う場合［第７号］
□	4	完了検査チェックシート※2	住宅センター書式【完了検査申請書　第四面（工事監理の状況）に代わるもの】　＊ダウンロード可
□	5	工事写真	検査の特例がある新３号建築物は申請時に提出して下さい。※３ 新２号建築物は現場検査時に準備してください。
	■省エネ適判関係の追加資料		
□	6	省エネ適判に要した図書及び書類等	当センター以外で適判を受けた場合に限る（確認申請時に提出済みの場合を除く）
□	7	軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）及び変更図書	省エネ計画に係る変更が行われた場合
□	8	軽微な変更説明書（住宅・標準計算）及び変更図書	省エネ計画に係る変更が行われた場合
□	9	軽微変更該当証明書及び変更図書	ルートC（再計算により省エネ基準適合が明らかな変更）により交付を受けた場合

※1　建築確認申請時に完了検査申請関係も委任している場合は提出不要
（代理者は、建築士または行政書士に限ります。）

※2　完了検査申請書第四面（工事監理の状況）に代わる工事監理状況報告書

※3　①基礎の配筋状況が分かるもの。（全景、立上り、底盤等）
②構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他接合部が分かるもの。
③小屋組みの全景及び火打梁、小屋筋かい、母屋等の接合部が分かるもの。

◇完了検査の受付

●受付時に申請書の整合性などを確認します。

整合確認事項リスト

	整合確認事項	相互の整合を確認する書類（規則第4条第1項）等
1	代理者、設計者、工事監理者等の記載の整合	・完了検査申請書（第一～三面）の代理者、設計者、工事監理者欄等 ・当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） ・委任状（第７号）　※代理者による検査申請の場合
2	完了検査申請書第三面の「軽微な変更の概要」と「軽微な変更説明書」の記載及び説明図書の整合	・完了検査申請書（第三面）の「軽微な変更の概要」＋ 変更図書 ・軽微な変更説明書（第５号）＋ 変更図書
3	省エネ適合性判定と確認申請時の図書又は軽微な変更説明書との整合	・当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） ・省エネ適合性判定に要した図書及び書類（第4号） ・軽微な変更説明書（第５号）＋ 変更図書 ・軽微変更該当証明書（必要な場合）
4	工事完了（予定）日と検査予約日」の記載の整合	・完了検査申請書（第三面） ・検査予約日（電話）
5	完了検査チェックシート記載欄と工事内容の整合	・当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） ・完了検査チェックシート

Ⅲ．検査の実施

◇完了検査の方法

●完了検査は、現場での**書類検査**および**現場検査**とします。

●確認申請図書と完了建築物との照合を基本とし、完了建築物が建築基準関係規定に適合していることを検査します。

●検査は次の3つの方法で行います。

① 目視検査：目視により設置の有無、材料の表示等を検査します。

② 計測検査：簡易な計測機器を用いて検査します。

③ 記録等　：①、②の他、完了検査チェックシートを参考に、工事監理者等にヒアリングを行います。また、納入仕様書（納品書）や工事写真等の提示を求め行います。

（※記録等は現場へ準備をお願いします。）

◇現場検査時に準備が必要な書類等

準備書類一覧

		準備書類	確認部位・材料の種類等	照合内容等
□	1	納入仕様書（納品書）、品質証明書　等	コンクリート、木材、断熱材、窓サッシュ等開口部、各設備機器	材料種類、規格、品質等
□	2	工事写真	※検査時に現地で直接目視確認できない部位 （基礎配筋、構造耐力上主要な部分の軸組・仕口その他の接合部、断熱材の貼付ラベル　等）	材料種類、規格、品質、施工状況等

以上、準備をお願いします。